

梅雨に入るこれからのシーズン

# 大雨、長雨のときは 土砂災害に警戒を!

6月は「土砂災害防止月間」です。市内には、土石流やがけ崩れ、地すべりにより、人家や公的施設に被害をおよぼす危険性のある土砂災害危険予想箇所が約340箇所もあります。特に六甲山系の地盤は、雨で崩れやすい風化した花崗(かこう)岩から成り立っているため、古くから土砂災害が発生してきました。


土砂災害は、長雨や豪雨によるものが多く、ときには地震がきっかけで起こることもあります。一度起これば一瞬のうちには尊い生命や財産を奪ってしまふ恐ろしい災害です。身の回りに危険な箇所がないか、自宅の裏山は大丈夫か、そして避難路、避難場所について家族で確認しておきましょう。

市ホームページの防災情報サイト (<http://www.nishi.or.jp/homepage/boutai/>)で避難情報、各種地図、雨量情報などをお知らせいたしますので、活用ください。問合せは防災対策グループ(0798・35・3626)へ。

## 西宮市雨量情報システム



連続雨量が100ミリを超えたり、1時間に30ミリ以上の雨が降ると、土砂災害の恐れがあり注意が必要です。右記防災情報サイト内「西宮市雨量情報システム」(上画面参照)で、リアルタイムに市内の雨量情報を公開しています。自主避難に役立ててください。



**防災・安全局からのお願い**

災害の発生状況に応じ、市は避難勧告を発令します。避難情報を聞いたら「空振りでも構わない、人命の安全が最優先」と考えていただき、ただちに避難をしてください。また、土砂災害は突発的に発生するので、雨の降り方や気象情報に注意し、自主的な避難をお願いします。

## 宅地防災相談を実施します

市は、宅地防災パトロールを実施するとともに「宅地防災相談」を行います。自宅周辺の擁壁やがけ面等で不安な箇所があればご相談ください。相談無料。

【日時・場所】5月29日～31日の午前9時～午後5時に開発審査グループ(市役所南館2階 ☎0798・35・3602)で

## 防災工事資金の融資あっせん

がけ崩れや土砂の流失など、災害発生の恐れがある既成宅地や急傾斜地の所有者を対象に「既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度」を設け、金融機関への融資あっせんを行っています。

ただし、宅地造成等規制法などにもとづく勧告、または命令を受けている土地所有者であることなどの条件があります。詳しくは防災・安全計画グループ(0798・35・3547)へ問合せを。

私たちのまちの危険箇所など

## 防災マップで確認しましょう



市や県、警察、消防などの防災関係機関は合同で、土砂災害危険予想箇所の防災パトロールを行っています

**災害時専用電話**  
0798・35・3456

災害・危機が発生し災害対策本部が設置されたときは、災害専用電話を設置し、皆さんからの災害情報等を受け付けます。 ※災害時以外は使用できません

うごきに備えてください。

■土石流…谷や斜面にたまった土・石・砂などが、豪雨や長雨による水と一緒に一気に流れ出す

■がけ崩れ…がけの地面に水がしみ込み、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる

■地すべり…比較的ゆるやかな斜面で、地面のすべり易い面が地下水の影響などで動き出す

## 土のう袋を無料配布

1世帯に10枚まで

大雨による家屋への浸水を防ぐため、土のう袋(袋のみ)を無料配布しています。1世帯につき10枚まで。

希望者は防災対策グループ(市役所本庁舎6階、もしくは各支所(市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション)を除く)へお越し下さい。

## 西宮市水道事業経営審議会

### 次期委員を公募します

【対象】平成19年7月11日現在、20歳以上73歳未満の市内在住・在勤者で、本市の他の審議会委員・職員・市議会議員でない人

【任期】平成19年7月11日～21年7月10日

【応募方法】所定の申込書に「西宮の水道に期待すること」をテーマにした小論文(8000字～12000字)を添えて、6月14日(郵送の場合消印有効)までに水道局経営管理グループ(〒662-0911池田町8-11) ☎0798・332・2200

4 Eメール [w\\_kei@nishi.or.jp](mailto:w_kei@nishi.or.jp)へ郵送か持参を。Eメールでの受付も可。申込書は同グループで配布しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「アウトライン」にてダウンロード可能。

市は、水道事業の運営についての重要事項の調査および審議を行うため「西宮市水道事業経営審議会」を設置しています。このたび、委員の任期満了にともない、次期委員を選任するにあたり、委員2人を公募します。選考あり。

西宮市の「審議会情報」の中の「審議会委員の公募について」からダウンロードできます。 ※応募書類は返却しません

6月2・3日

## 「水道パネル展」開催

「水道週間(6月1日～7日)」にあわせて、6月2・3日の午前10時から午後4時まで、JR西宮駅南側のフレンテ西宮玄関前広場で「水道パネル展」を開催します。

水道局の財政状況、水質のパネル紹介のほか、水の飲み比べ、水道相談なども行います。

問合せは水道局経営戦略グループ(0798・332・2200)へ。

## 西宮浜分室

### 6月から取扱い時間などが変わります

西宮浜分室では、住民票の写しなど即時交付できる書類のほか、母子手帳の交付など即時交付できない書類などを、取次交付で交付しています。6月から取扱時間と、取次交付について、次のように変わります。取次交付の対象(証明書など)には変更ありません。

問合せは西宮浜分室(0798・334・9700)へ。

## 《取扱時間》

午前9時半～正午と午後1時～午後4時

## 《取次交付時間》

取次交付に関するものは、すべて翌日午前9時半以降の取扱時間内に交付します

## 今年度の市県民税納税通知書を発送

# 税制改正を反映した 税額になっています

地方分権を進めるため、国の所得税から地方の市県民税へ税源が移し替えられることとなり、平成19年度の市県民税は次のように改正されました。多くの皆さんにとって市県民税が増えますが、その分所得税が減り、市県民税と所得税を合わせた負担額は、基本的には変わりません。

ただし、定率減税が廃止されたため、その分の負担増が生じることとなります。

なお、個人あての納税通知書は、6月8日からの送付予定です。送付後は問合せが多いため、電話や窓口で混雑が予想されますのでご了承ください。

問合せは市民税グループ(0798・335・3267)へ。

## 《主な改正内容》

①市県民税の所得割の税率が一律10%に

市県民税所得割を算出する税率が、現在の3段階の超過累進税率から、一律10%(市民税6%、県民税4%)に変わります

②調整控除の新設  
所得税と市県民税の人的控除(扶養控除など)の差にもとづく負担増を調整する減額措置として「調整控除」を設けます